

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

科研製薬株式会社

(1) 目的

科研製薬は、日本製薬工業協会（以下、製薬協）の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を基に、製薬産業が、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること及び、企業活動を高い倫理性を担保した上で行っていることについて広く理解を得るため、本指針を定めます。本指針に基づき科研製薬は、医療機関等及び医療関係者への資金及び物品の提供に関する情報を公開します。

科研製薬は、本指針及びコンプライアンスやプロモーションに関する自社規程等の遵守に加えて、製薬協で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」をはじめとする関係諸規範等を遵守し、医療機関等との関係の透明性を確保することに努めます。

(2) 公開方法

科研製薬ウェブサイト等を通じ、前会計年度（4月1日から3月31日まで）分の医療機関等への資金及び物品提供のうち、公開対象の項目 A～E について、決算終了後に公開します。

なお、項目 B.学術研究助成費及び C.原稿執筆料等については、医療機関等の名称、医療関係者の氏名、提供した資金額等を公開することから、関係する方々から、事前に情報公開に関する同意を書面にて取得させていただきます。

(3) 公開時期

2014 年度分を 2014 年度の決算終了後に自社ホームページを通じて公開し、以降毎年度公開を継続します。

(4) 公開対象

A. 研究費開発費等

研究費開発費等とは、新薬開発に必須の基礎研究段階での医療機関等へ支払う共同研究又は受託研究の費用をはじめとして、GCP 省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や新薬開発の治験及び製造販売後臨床試験の費用、また、GPSP 省令、GVP 省令などの公的規制のもとで実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用、及びそれら試験、調査等に関連する CRO 等への費用とします。

開示項目	公開方法
共同研究費	年間の総額
委託研究費	年間の総額
臨床試験費	年間の総額
製造販売後臨床試験費	年間の総額
副作用・感染症症例報告費	年間の総額
製造販売後調査費	年間の総額

B. 学術研究助成費

学術研究助成費とは、学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催費用の支援として行われる学会等寄附金、学会等共催費とします。なお、一般寄附金には、医療用医薬品の無償提供、物品寄附等も含まれます。

開示項目	公開方法
奨学寄附金	〇〇大学〇〇教室：*件 **円
一般寄附金	〇〇大学(〇〇財団)：*件 **円
学会等寄附金	第〇回〇〇学会(〇〇地方会・〇〇研究会)：**円
学会等共催費	第〇回〇〇学会〇〇セミナー：**円

C. 原稿執筆料等

原稿執筆料等とは、医学・薬学に関する情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等とします。

開示項目	公開方法
講師謝金	自社の年間総額 **円 〇〇大学〇〇科 〇〇 〇〇教授 △△病院△△科 △△ △△部長
原稿執筆料・監修料	自社の年間総額 **円 〇〇大学〇〇科 〇〇 〇〇教授 △△病院△△科 △△ △△部長
コンサルティング等業務委託費	自社の年間総額 **円 〇〇大学〇〇科 〇〇 〇〇教授 △△病院△△科 △△ △△部長

D. 情報提供関連費

情報提供関連費とは、医療関係者に対する医学・薬学に関する情報等を提供するための、講演会費、説明会費、医学・薬学関連文献等提供費とします。

開示項目	公開方法
講演会費	年間の件数・総額
説明会費	年間の件数・総額
医学・薬学関連文献等提供費	年間の総額

E. その他の費用

その他の費用とは、医療関係者との情報交換の一環として提供される接遇や社会的儀礼としての接遇等の費用とします。

開示項目	公開方法
接遇等費用	年間の総額

以上

2016年9月27日改訂

-
- ※ 医療機関等とは、日本国内の病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療を行うもの及びCROを含む医療関連研究機関等をいいます。
 - ※ 医療関係者とは、日本国内に居住する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手をいいます。
 - ※ GCP(Good Clinical Practice)とは、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する厚生労働省の省令をいいます。
 - ※ GPSP(Good Post-marketing Study Practice)とは、医薬品製造販売後調査・試験の実施の基準に関する厚生労働省の省令をいいます。
 - ※ GVP(Good Vigilance Practice)とは、医薬品製造販売後安全管理の基準に関する厚生労働省の省令をいいます。
 - ※ CRO(Contract Research Organization)とは、医薬品開発企業から受託して治験業務を実施する医薬品開発業務受託機関をいいます。